

平成28年第4回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成28年12月9日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成28年12月9日（金曜日） 午前9時56分～午前11時48分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	佐藤清吉	副委員長	佐藤文子
委員	石塚 柏	委員	小山緑郎
委員	大野忠夫	委員	児玉裕一
委員	千葉 健		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	総務課長：福原勝人
財政課長：舩谷祐幸	総務部次長兼税務課長：久保江信晴
総合防災課長：竹村由喜美	
市民部長：高階 仁	環境交通安全課長：佐藤和久
神岡支所長：伊藤禎祐	西仙北支所長：佐々木繁隆
中仙支所長：高橋利省	協和支所長：佐川浩資
南外支所長：佐藤政利	仙北支所長：大河洋子
太田支所長：安達成年	選挙管理委員会事務局長：生田目新永

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀江孝明

審議案件

- 第 1 議案第193号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 2 議案第194号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 3 議案第195号 大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 4 議案第199号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合同規約の一部変更について
 - 第 5 議案第207号 平成28年度大仙市一般会計補正予算（第6号）
 - 第 6 議案第213号 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 第 7 陳情第47号 旧佐藤産業工場解体に関する陳情
 - 第 8 陳情第54号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書提出の陳情
 - 第 9 陳情第55号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情
-

午前9時56分

○委員長（佐藤清吉） おはようございます。今日のこの総務民生常任委員会、いろいろな条例改正案とかですね、単行案、あるいは補正予算等ございますので、なんとかスムーズな形でもって、この委員会、進めて参りたいと思いますので、ご協力の程をお願いいたしたいと、それで委員会審査終わり次第、大仙市の雪対策基本条例の案が示されておりますので、協議会に切り替えますので、それも併せてですね、お願いいたしたいとそう思います。

それでは、ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 審査に入る前に当局よりあいさつをいただきます。はじめに、佐藤総務部長。お願いいたします。

○総務部長（佐藤芳彦） 改めまして、皆様、おはようございます。委員の皆様におかれましては、委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。本日、総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の関係案件でございますが、条例案が4件、補正予算1件の合計5件でございます。内容等につきましては、この後担当課長から説明があります。各案件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、次に、高階市民部長、お願いいたします。

○市民部長（高階 仁） おはようございます。今次定例会の総務民生常任委員会におきましてご審議をお願いいたします市民部関係の案件でございますけども、大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び広域市町村圏組合規約の一部変更についての単行案1件でございます。案件につきまして、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくどうかお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（佐藤清吉） はじめに、議案第193号、「大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第194号、「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の2件は関連がありますので、本2件を一括して、議題といたします。当局の説明を求めます。久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） おはようございます。税務課長の久保江でございます。説明に入る前に、説明補助員をご紹介いたします。税務課今野参事でございます。同じく市民税班班長の今田主幹でございます。

それでは、資料No.1、議案書26ページから33ページまでを、ご覧願います。

議案第193号「大仙市税条例の一部を改正する条例」及び議案第194号「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の2議案につきましては、関連がありますので一括して説明させていただきます。

このことにつきましては、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」の一部が改正され、外国との相互主義に基づく二重課税を排除する措置が講じられたことに伴う改正でございます。これは、日本と台湾には政府間の正式な国交がありません。したがって、国と国との約束事である租税条約を締結することはできません。そこで、台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するために、日本側の公益財団法人「交流協会」と台湾側の「亜東関係協会」との間に「日台民間租税取決め」というのを取り結び、その内容を日本国内で実施するための国内法を整備するため、国税の取扱いに準じて所用の措置を講ずるものであります。改正の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。なお、改正条文につきましては割愛させていただき、改正要旨について、ご説明させていただきますので、ご了承願います。

最初に、議案第193号の大仙市税条例につきましては、台湾に所在するものを通じて、日本国居住者が国内において支払を受ける「特例適用利子等及び特例適用配当等」を有する者に対し、通常の個人市民税所得割の税率である6%の税率を適用せず、当該所得を他の所得と区分した「分離課税」とし、3%の税率を課す特例を設けるものでございます。

次に、議案第194号の大仙市国民健康保険税条例につきましては、今、申し上げました個人市民税所得割で分離課税される「特例適用利子等及び特例対象配当等」に係わる所得を、国民健康保険税、所得割額の算定、国民健康保険税の減額基準の算定に用いる「総所得金額に含める」というものでございます。

これらの改正は、所要の経過措置を設け、法律の施行に合わせて平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上ご説明いたしました、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本2件は、「原案のとおり可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第195号、「大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。生田目選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（生田目新永） よろしくお願いいたします。資料No.1の34ページをお開き願います。

議案第195号「大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。次のページをお開き願います。

平成28年4月8日公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における、選挙運動に要する費用の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、同選挙に準じて、大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

第4条第2号、アの一般運送契約以外の選挙運動用自動車の借り入れの公費負担の限度額、1日当たり15,300円を15,800円に改め、同法イの一般運送契約以外の選挙運動用借入の自動車に供給した燃料代の公費負担の限度額、1日当たり7,350円を7,560円に改めるものであります。

第7条の大仙市長選において、選挙運動用ビラの作成に係る1枚当たりの公費負担の限度額7円30銭を7円51銭に改めるものであります。

第9条の選挙運動用ポスターの制作に係る公費負担の企画費30万1,875円を31万500円に改め、同条第1号のポスター掲示場の数が、500以下の場合、1枚当たり510円48銭を525円6銭に改め、525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額、また、同条第2号のポスター掲示場の数が500を超える場合は、25万5,240円を26万2,530円に、26円73銭を27円50銭に改め、26万2,530円と27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計とするものであります。なお、この条例は公布の日から施行し、同日以後に、その期日を公示される選挙から適用されるものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、「原案のとおり可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(佐藤清吉) 次に、議案第199号、「大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。田口環境交通安全課長。

○環境交通安全課長(田口禎幸) よろしく申し上げます。議案第199号「大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について」ご説明申し上げます。

資料は、資料No.1の議案の送付についての60ページと61ページ及び別添新旧対照表であります。

本案は、大曲仙北市町村圏組合の規約、(組合の共同処理する事務)第3条(6)介護保険事業に係る事務に関することの次に(7)一般廃棄物処理の広域化に係る準備事務に関することを加えるものであります。

これは、大仙・美郷環境事業組合及び仙北市で運営している一般廃棄物処理施設等の平成31年度広域化を見据え、平成29年4月から大曲仙北市町村圏組合内に準備室を設置することに伴い、組合規約を変更するものであります。なお、当組合の規約改正につきましては、地方自治法第286条において、関係地方公共団体との協議により定めるとされているほか、その協議については、同法第290条において、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないとされていることから、今次定例会に議案として提案したものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長(佐藤清吉) はい、当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 質疑、無ければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、「原案のとおり可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(佐藤清吉) 次に議案第207号「平成28年度大仙市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

所管する補正予算について、当局の説明を求めます。

はじめに、福原総務課長。

○総務課長(福原勝人) おはようございます。説明の前に本日同席させております職員を紹介いたします。総務課の佐々木参事でございます。同じく総務課職員班長の小林主幹でございます。同じく職員班中邑主査でございます。同じく戸島主任でございます。

それでは、議案第207号 平成28年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、総務課所管分について、ご説明申し上げます。

資料はNo.3補正予算書(12月補正②)という資料でございます。資料No.3の11ページをお開き願います。

2款1項1目12事業の総務一般管理費について、401万5千円の補正であります。内訳は、共済費34万8千円、賃金334万3千円、委託料32万4千円でございます。共済費及び賃金につきましては、障害者雇用のほか、病気休暇などの職員を代替する臨時職員等に係る人件費であります。病気休暇等の職員を代替する臨時職員につきましては、当初、3名の6箇月で想定しておりましたが、現在、5名が長期の病気休暇等を取得しているほか、介護休暇や年度途中の退職を補うために、臨時職員で対応しております。このようなことから、これら臨時職員の人件費が不足するため、補正をお願いするものであります。また、今次定例会初日に議決をいただきました扶養手当の見直しに伴いまして、人事給与システムを改修する必要が生じたことから、この改修に係る委託料について、補正をお願いするものであります。

以上で総務課所管分の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（佐藤清吉） 次に、舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） はじめに、本日同席しております職員を紹介いたします。財政班班長の伊藤主幹です。

それでは、財政課所管の歳出補正予算につきまして、説明申し上げます。補正予算書の方は、11ページ、それから事業説明書の方ですけども、1ページの方、どうかご覧願ひます。

2款1項41目90事業の財政調整基金積立金について、説明申し上げます。今回の補正は、27年度の決算の実質収支額、いわゆる28年度へ純繰越金、それから今年度の普通交付税の確定及び今年度の財政執行、また各事業の実績などを踏まえまして、財政調整基金に3億円の積み増しを行いまして、今後の事業財源等の確保を図るものでございます。これによりまして、28年度末の基金予定残高は約33億5,700万円となります。現在、平成29年度の当初予算編成作業を各部局において、進めておりますが、今後、国の地方財政対策が示されまして、地方交付税等の動向が明らかになります。先の予算編成方針の説明の際にも申し上げましたとおり、現時点では総務省の概算要求におきまして、地方交付税については、出口ベースで、前年度比較、マイナス4.4パーセントとなるなど、一般財源の確保は一層、厳しさを増すと見込まれております。この厳しい財政状況を踏まえまして、予算編成方針の基本にも掲げてありますとおり、歳入規模に見合った歳出規模への転換に沿って編成作業を進めてまいりますが、この市民サービスの安定的な提供ですとか、未来への投資を推進していくためなど、一定の財源が、どうしても必要になった場合には、ある程度の財政調整基金からの繰入も見込まれますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上、説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、当局の説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 財政調整基金、積立3億について、関連して、お尋ね致します。ちょっと2つほど、全部で3つかな、あるのでちょっと長くなりますけども、よろしくお願ひします。

一つは、財政調整基金についてなんですけれども、この3億を、あるいは、今年だけでなく、積立金を積立しようと執行部でお決めになる時期、それからこういうような条件下において、大体基金の積立をやりますよと、私の仕事の考えでいくと、大体年間の財政見通しがつく3月だとか、場合によっちゃ、4月頃かなと思ったんですが、12月補正に出てきたと言うことで、あれどうしたのかなということ、この積立を決める時期とこういう条件があれば、こうだということを教えていただきたい。

それから事業説明書の3のチェック、評価、課題のところ、冒頭、財政調整基金を標準財政規模の10%ということを目標にしたということですが、これクリアしているわけですね、ということであれば、この今財政の財政状況はこうである、それから5年10年見通すと、財政を取り囲む環境はこういうことなので、例えば10%を15%にする、もしくは後は、これじゃなくて別の基金の方に積み増すだとか、そういったところがあればですね、お尋ねしたいと思います。

もう一つ残ってますけど、一つ、一番目と二番目、お聞きしてからお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○財政課長（舛谷祐幸） はじめに積立の時期ですけれども、今年度につきましては、さきほどお話ししましたとおり、平成27年度からの繰越金、これが合併後最大の額が出ております。通常ですと議員おっしゃったとおり3月末の専決で毎年、積立行ってましたけれども、今年度は財政執行等踏まえまして、現在も繰越金の残高が非常にまだ残っております。一般財源で、そういうことを踏まえまして、今の時点でまず3億円という額は確実積めるだろうなということで、12月の段階で積立をしたものであります。それから標準財政規模の10%、これは前々から申し上げましたとおり、30億円ですけれども、これはクリアしております。議員、仰ったとおり、これをどのくらいまで積み立てるのかという、そういう具体的な方策まだございませんけれども、どうしてもこの普通交付税、一般財源の約6割占めます、交付税の動向がですね、毎年地方の国も税収不足ということで、どうしても地方交付税の財源が国の方でも少ないということで、まず毎年、減額なっております。それから合併特例期間の終了となりまして、まず合併算定替えの逡減が、昨年度より始まっております。それからまず、人口減少、27年度国勢調査の人口を踏まえまして今算定を行っておりますので、そういう影響もかなり多いということで、たぶん今後普通交付税、かなりの減額が見込まれるということで、そういうのを踏まえまして、どうしてもその財源が必要になってくると思います。前まで目標としております

この標準財政規模の10%、30億円は、やっぱりこれは、不慮の災害ですとか、そういうのに備えまして、その分はどうしても確保しておきたいと思っております。その上の積み増し分というのをその各年度に事業財源に使っていくということで、ただそれについては、各年度の事業を遂行した上で、在る程度余裕が出た場合は、積むということで、ただ今後ですね、長い目で見ますと、今までは10%とっていたものをですね、15にするとか、そういう目標は、在る程度の時期に立てていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（石塚柏） 後段の10%の問題については、これ話し始めると長くなっちゃうんで、3月に改めてお尋ねしますが、よろしく願いします。これはあの総務民生常任委員会の皆さんに、ご了解を得て、お尋ねしなきゃいけないと思うんですが、この財政の健全化のためのテーマでありますので、これに関連して前々からちょっと私気になっている問題がありますので、これに関連してちょっとお尋ねしたいと思います。当初予算、良いか悪いか結論を出すときに、財政の健全化をどれほど当初予算に盛り込んでいるのかということ議論している訳ですよ、いわゆるプライマリーバランスのことでお尋ねしてるんですが、我々一番最初説明受けるんですけど、プライマリーバランスのことを結果を見るのはその翌年度の5月、6月そのころでないと分からないというのですね、いかにも現在進行形でやってる財政の運営について、チェックする、注視という我々の側から行けば、切り口は無いわけですね、もちろんやろうとすれば出来るしよ、全部電卓たたいてやろうとすればできるんですけど、ある方から補正予算の資料の度に、市債の残高を示しているから、それはすぐ分かるはずだっていうふうにおっしゃられたんですが、これ見てもですね、確かに市債の残高は載ってますけれども、それでプライマリーバランス、この議会の方でチェックできるかということ、お分かりの通り、それはなかなか大変ですよ、ですから各補正予算で市債の発行をされるときに、こっだけやれば、後は当初予算で示した市債の枠、公債費はそんなに大きく変動は無いということ前提にしますよ、だから市債の発行枠はこっだけだよということがお示しできれば、出席している総務民生委員は、パンと頭の中に、執行部は、今年度においても、相当慎重に財政運営をやってるとか、若しくはこれから12月補正以降は市債の発行なんて、これやっちゃいけないんだよなというようなことの判断はできると思うんですが、なかなかそうならないんじゃないかなという気がするんですけど、その辺のところの率直な

ご意見をですね、財政課長さんからお聞かせ願えればありがたいなと思って、質問させていただきます。よろしくお願いします。

○財政課長（舩谷祐幸） 議員おっしゃるとおり、予算書を見ただけではなかなか難しいと思います。一番分かりやすいのが、今おっしゃった市債の発行、これは款の合計を見ていただければ分かりますけども、歳入の方ですとまず、市債の合計出ますので、それから公債費、これはプライマリーバランスの場合は元金なりますけども、この元金を比べていただいて、それである償還額の大きければ、まずプライマリーバランスは保つてるといふ、一番簡単なのは、そういう方法ですけども、確かに議員おっしゃったとおり、プライマリーバランスのこの最終的なのはやっぱり5月の出納閉鎖終わらないと分からないところもあります。というのは私達、市債の予算を取ってもですね、それは例えば繰り越す場合もかなりあります。事業の関係で、ただ繰り越した場合は、当該年度の発行なりませんので、そういった場合は若干その予算とですね、差が出てくるということは起きます。公債費の場合はそんなに大きい差は出ませんので、これまでの年度はですね、そういう点からしますと、プライマリーバランスはずっと大仙市の場合、守ってきておりますので、今後もそれは守りたいと思っておりますけども、先にもお示ししておりますけども、平成31年度までの前期の実施計画の期間においてはですね、市債の発行額を元金償還額の8割以内に抑えるという、そういう大きな目標を持っております。そういうことも踏まえまして、たぶん各年度においてはちょっと8割超えたり、もしかすれば6割なったりする、そういう浮き沈みはあるかもしれませんが、その期間内については、8割守るといふ、そういう目標を持っておりますので、そういうのをまずお示しすることもやっぱり大切だと思いますので、この機会を見てですね、その市債の発行状況、現時点の発行状況と償還の状況、こちらの方をお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（石塚柏） あとこれで、私の質問終わりますけど、今現在12月の補正も、この中に市債も、もちろん含まれてますので、今現在の28年度予算の財政見通しとして、当初予算で掲げた8割以内という、このあたりの見通しについて、事業そのぼこっと出はってくるかどうか分からないですけども、今現在での状況については、8割は、大体概ね守られそうなのか、そうでないのか、そのあたりはいかがでしょうか。

- 財政課長（舛谷祐幸） 今現在では、8割は達成できていると思っております。これもしくはすれば会計毎にいきますと超える会計もあるかもしれませんが、市全体を通しますと、今年度の場合クリアできる、今の段階では、そのように思っております。
- 委員長（佐藤清吉） よろしいですか、他に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。
- 副委員長（佐藤文子） 財政調整基金、今回、繰越金が4億数千万の補正をして、そのうちというか3億円の基金積み立てたんですけども、3月末になったときにいずれ基金の繰入というふうな額がもう少し出てくるんじゃないかなというふうな感じをしましたけれども、大体的見通しはどれくらいなっているのかということと、それから標準財政需要額というふうなものに対しては、地方交付税が相当ちゃんと充てられているはずですので、いつも段々段々減ってくるから、貯めておかなければいけないというこの考え方が、ちょっとこの地方交付税、国の方で地方交付税を逡減していくというふうなことで、事業に係る費用が足りなくなるんだというふうなことで、そのために基金を積み立てておかなければいけないというふうなその考え方、私はちょっと納得出来ない部分があるわけなんです。つまり標準財政需要額というふうなものには、しっかりと地方交付税もちゃんと組み入れられる、特別の基金の枠でやらなければならない事業というふうなものを起こす、それは補助金だとかなんかもいろいろ入ってくるから、いったいこの基金の積立額を10%までも貯めて、その基金というものは、いろいろ節約だとか貯金と公債費支払いのこの率を低くしたりとかって、いろいろ軽減措置をとっているから繰越金というふうな形で、お金が少し残ってきてる訳ですけども、この基金を10%にまで蓄えておかなければいけないというその考え方納得できないですよ、だからちょっとこのなんか貯め込みというふうな表現あまり良くないんですけども、少しちょっと問題があるんじゃないかなというふうに思いますので、その本当にこの何かの時に使うんだというふうなことであれば、これ災害とかなんかの時は、特別交付税なども出ますし、ちょっと基金の10%積立というふうな目標の設定自体に、私は疑問を感じているところなんですけど、少し納得いくようなお話をしてもらえないのかなというふうにいつも思ってますけど。ちょっと答えが難しいかもしれませんが。
- 財政課長（舛谷祐幸） まず一つ目、今後の見通しでございますけども、今現在、前年度からの繰り越し、この度約16億円の実績でございます。12月現在のですね、補正現在の計上額が、まず11億円ということで、今まず未計上分が5億円ほどございます。今冬の雪の降り具合にもよりますけども、平年ベースで推移しますと、まずもうちょっ

と積み立てれるのかなと思ってますけども、ただ、今やっぱり全市的に問題になってるのが、公共施設等の維持管理、特に修理の方です。市の方ではまず公共施設等の修繕引き当て基金というのを作っていただきまして、そちらの方にも積立を行っております。これは来年度からもまず、施設の修繕、まず今回、総務課の方で公共施設等の総合管理計画を策定してますけども、どうしてもすぐ公共施設を廃止するとか、そういうところまでいけないような状況です、どうしても既存の施設の修繕というのが必要になってくると思いますので、たぶん議員おっしゃったとおり3月末にですね、余裕が仮に出てきた場合には、財政調整基金というよりも、そちらの方の基金に、もしかすれば積むような格好も今考えておりますので、これは3月なってみないとわかりませんので、その時点でまたもう一回判断したいと思っております。それから2点目の10%等々というまず交付税の制度ですけども、議員、仰ったその基準財政需要額から基準財政収入額を引いたもの、これがまず交付税となって、各地方公共団体に交付されますけども、ただ基準財政需要額というのは、あくまでもその基準でありまして、その自治体によりましてやるのがまず異なっております。それで基準財政需要額がそうすればすべての市の行政の財源を賅っているかといえ、そうではありません。地方交付税というのはまず不足する部分を補ってもらっているという格好で、先ほども申し上げましたとおり、一般財源、大体約、大仙市の場合は、普通会計ベースで360億円ぐらいなと思います。その内大体200億円が地方交付税ですので、残りの部分、税収ですとか、各譲与税交付金、そういうものもまずあります。市で行っている事業のですね、その財源というのは一般財源の他に、特定財源ありますけども、特定財源はその年の補助事業ですとか、そういうものによって変動ありますけども、一般財源の場合は、ほとんど変動がございません。そういうことを踏まえますと、各事業、各年度の事業、遂行するに当たりまして、どうしても交付税の、先ほども石塚議員の質問お答え申し上げましたように、減少していくのは目に見えております。どうしても市民ニーズに、要望に応えるためには、財源は確保しておく必要が、わたしたちあると思っております。前々から目標としております10%については、やっぱりそれは災害等、かなり全国各地で、いろいろな災害おきております。大仙市の規模になりますと、どうしてもかなりの額が、もしかして洪水ですとか、地震ですとかあったばあいは必要になってまいります。確かに議員、仰ったとおり災害等の場合は特別交付税で措置されるということありますけども、措置されない分も多々あります。全額特別交付税、措置されるということは、まずありませんので、やっ

ぱりどうしても災害の場合は、各自治体の負担と言うのは生じてまいります。そういうことを踏まえまして、災害の不慮の、こういう災害無ければいいんですけども、そういうことに備えまして、この10%、30億円を積んでるということで、そこはご理解願いたいと思います。以上です。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に議案第213号「大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） それでは、議案第213号「大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

資料は、昨日上程いたしました資料No.4、議案書でございます。追加の議案書でございます。2ページから最後の5ページとなります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成28年12月2日に公布されたことに伴い、関係3条例において、所要の改正を行うものでございます。

1つ目は、議案書2ページの第1条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正であります。介護を行う職員の時間外勤務につきましては、職員の請求に基づき月24時間且つ年150時間を限度として制限することができますが、これに加えまして、時間外勤務を免除することも可能とするものであります。また、育児を行う職員の時間外勤務の制限

において、対象となる子の範囲が、民法の規定による特別養子縁組における監護期間中の子、また、児童福祉法の規定による養子縁組里親に委託されている子といった法律上の親子関係に準じる関係にまで拡大するものであります。このほか、介護休暇の取得方法の見直しとして、連続する6箇月の期間内で介護休暇を取得することとする現行制度を見直しまして、介護の始期、終期、その間の期間にそれぞれ対応するという観点から、通算して6箇月の範囲内で、最大3回まで分割して取得することができることとするほか、介護休暇とは別に、3年の期間内で1日につき2時間を限度に取得することができる介護時間という休暇を設けるものであります。併せて、制度改正に伴う所要の文言整理等を行うものでございます。

2点目、これは3ページの下の方でございます第2条、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正であります。ただ今ご説明申し上げました介護休業の制度改正に係る所要の規定の整理を行うものでございます。

3点目、4ページの第3条、大仙市職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。今般の法改正によりまして、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたことに伴いまして、同様の見直しを行うほか、介護時間の創設に係る部分休業規定の整理を行うものでございます。このほか、所要の経過措置を設けまして、平成29年1月1日から施行することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑をおこないます。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○副委員長（佐藤文子） これまでの介護休暇の取得している職員数は、実際何人くらいいるのかというふうなこと1点、今回の改正で、分割での取得が可能になるわけですが、そうして時々、また一旦出てきて、また休暇をとるというふうな現実的に非常にこの取ることが、なかなか難しいような職場環境と言うふうなものにならないように、体制の問題、あるいは周り、その介護休暇に対する皆さんの理解というふうなものどう構築していくのかというふうなあたりのところ、是非考えていただきたいと思います。

もう一つは、これは職員ですか、臨時職員だとか、非常勤特別職だとか、そういった方々には、適用ならないものなのかどうか、是非とも適用させるべきじゃないかなとい

うふうなことを考える訳ですけれども、その点お答えいただければというふうに思います。3点お願いします。

○総務課長（福原勝人） まず一点目、介護休暇のこれまでの実績でございますが、合併後、介護休暇を取得した述べ人数は、9名となっております。現在1名取得中でございます。次に、現実問題としてその休暇取得が難しいのではないかということに関しまして、どのように職場理解を醸成していくかという問題でございます。これにつきましては、もちろん現在もそういう環境にはあるというふうに理解はしておりますけれども、仮にそういうのが取得しにくいというふうなことがありますれば、直接その職場に出向いて、私ども指導いたしますし、日頃からそういった休暇等の取得については、できるかぎり周りが協力して取得できるような環境を醸成するよう管理職全体にも指示しておりますので、そういったところでもって理解を深めていきたいというふうに考えております。それから臨時職員等々について適用できないかという問題につきましては、この休暇については、現在のところ臨時職員等では取得できません。こういった場合については、やはり臨時的な任用でございますので、そういった場合は、その雇用する、雇用しないというふうな問題になってこようかというふうに考えております。以上です。

○副委員長（佐藤文子） 職場に出向いて休暇が取れるよう指導したり、周りの理解を求めていくというふうなことのようですけど、実際問題、職員に与えられている仕事の量もかなり増えてきて、報告というふうな仕事も大変膨大な数を持ってるというふうに伺っておりますので、介護休暇を取得をした方の分の仕事というふうなものをちゃんとサポートする、そうした臨時職員を雇うとか、そういったことで人的体制での強化も考えて、この実際に取得できるようにやっていくという立場でしょうか。

○総務課長（福原勝人） 当然のことながら、物理的に人がその期間いないということになりますので、その間業務に支障が出るようであれば、当然のことながら事務補助として、たとえば臨時職員を補充するですとか、そういったものは介護休暇等に限らず、現在そういった先ほど補正もお願いいたしましたように、我々きちっと対応しているつもりでございます。今後もそういった体制は、必要なものについては、補充するという考え方でやっていきたいと思っております。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） これまでも職員の勤務の休暇の取り方については、1日単位で取るとか、あるいはその時間単位で取るとか、いろいろな方法で実施されてきて

ると思うんですが、介護の分野についても、そういう2時間単位で輪切りをして、それを何回か使うんだという、ちょっと私そこ理解できないところあるんですけども、介護と言うのは普通の休暇取ると違って非常に手のかかるものだと思うんです。普通の休暇、輪切りについては、ちょっとそこに用事あって行くとか、急遽やらなければならない仕事、やるものが出たとか、そういうの輪切り簡単にできると思うんですけども、介護の分野というのは、こうやったからあと途中で終わるといふようにいかないというふうに私考えるので、そうした場合に今まで、あるいは、これから想定することいろいろあると思いますけども、どんなたとえばモデル的に考えたのは、どういう組み合わせでやったとき、こういうような使い方はかなり有効ですよというものを考えているとすれば、そこをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（福原勝人） 介護の実態というのは、ただ今大野委員おっしゃったとおりだと思います。一般的には非常に手のかかる、一日目が話せないというふうな状況というのは当然ありおうかと思います。今回の介護時間というのは、むしろそれよりも、もう少し軽い部分についても、対応できるような、つまり選択肢を広げる介護の在り方ということについて、選択肢を広げるという意味で、そういったそのたとえば、朝あるいは晩にいけば十分であるというふうな状態の方の介護するような場合、その場合に、長期の介護休暇を取る、取らざるをえないというのも、これも実態にあわないということで、むしろその介護状態に応じた選択肢が増えるという意味で今回の制度改正がなされているということでございます。当然その時間、1日中目が話せないという介護については、長期間の介護休暇ということになろうということでもあります。以上でございます。

○委員（大野忠夫） いろいろ分かりますその辺のところは、ただこの介護する場所、行くまでの場所、それと職員の勤務地の場所、それによって距離もあるし、2時間内でいろいろできるとか、なかなか難しい、行き来だけでかかるという、そういう時に、職員の勤務について、介護の実態に基づいて希望があれば、勤務地を変更するというようなことも考えているものでしょうか。

○総務課長（福原勝人） すべての状況に希望どおりに添えるかと言うと、それは業務の都合の問題もございますので、必ずしもとは言えませんが、そういった状況を考慮するという人事配置は行っているというふうに理解しております。

○委員（大野忠夫） 確かに、んだと思います。勤務と言うのは簡単に取り換えられる部分とできない部分というのはあるとおもうんですけども、やはりこういうのをできたか

ら、こうやることもできるんだよと、だから利便性を考えてるんでねがと、いいながらも、実際はできないという現実もあるとすれば、そういうことが本人の実態を見ながら、常時できるような努力をしていく義務が雇用する側としては、管理する側としては、あると思うんですけども、その辺はどのように考えてますか。

○総務課長（福原勝人） 当然、今、大野委員おっしゃったとおりの使用者側としての責任として、それになるべく添えるよう努力するというのは、こちら側の義務だろうというふうに考えております。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 質疑、無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。11時5分まで休憩いたしたいと思います。

休 憩 10 : 52
再 開 11 : 04

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に継続審査となっております、陳情第47号、「旧佐藤産業工場解体に関する陳情」を議題といたします。

暫時、休憩いたします。

休 憩 11 : 04
再 開 11 : 22

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたします。はい、小山委員。

○委員（小山緑郎） 皆さんから話あったとおり、これ継続と言っている、ずっとこれ引きずってそのまま行くと思いますので、今、一回けじめを付けた方がいいなって、私個人的に思ってますけども、なんとかそういうことで、私は、不採択。閉めるというか区切るっていった形で。

○委員長（佐藤清吉） 他にご意見ございませんか。

無いようですので、これより採決いたします。

本件は、不採択と決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、不採択すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、陳情第54号、「高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書提出の陳情」を議題といたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたします。何かご意見ございませんでしょうか。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 陳情の話、54号、55号ともですね、私が考える、今の54号だね、54号について、非常にあの現実に、高齢者分野から、自分の年も考えて、いろいろ団体のももあるんですけども、そういう中でいろいろと意見を聞かされるわけですが、やはり、先が無い者さ、生活の不安を与えるというのは異常に問題があると、そういうものの見方から、やっぱりこう見てますと、国会論議なんかも、もっとやはり時間をかけて、丁寧にですね、やはり議論すべきだなというふうに思ってますので、私は、このことについては、態度を保留したいと、私は思います。保留、態度保留。55号もあります。そのとおりですけども。

○委員長（佐藤清吉） 他にご意見ございませんか。はい、佐藤委員。

○副委員長（佐藤文子） 後期高齢者医療の自己負担の引き上げるといような案だとか、保険、いろいろこう薬の保険外しをしていくとかというふうなことで、非常に高齢者の皆さんの病院にかかりにくい状況を、どんどん広げていくというようやり方に対しては、きっぱりとやっぱり市民の暮らし、健康守る立場から、この陳情に賛同して、是非とも国でのそうした手、解約、こういうのを止めていかなきゃいけないんじゃないかと

いうふうなことで、思っています。是非ともこの陳情は採択していただければというふうに、するべきだというふうに思います。

○委員長（佐藤清吉） 他にご意見ございませんか。何かご意見ありましたら、お願いしたいと思いますが。大野さん言っている保留ということは、保留ということは継続審査ということの解釈ですか。態度をあくまでも自分自身で保留したいと。そういうこと。

何か、ご意見ございませんか。他に。他にご意見ないようなんで、ただ今、採択した方がいいんじゃないかというご意見ございます。したがいまして、これによってですね、採決いたしたいと思います。

本件は、採択と決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、採択すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、陳情第55号、「若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情」を議題といたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚委員） ちょっと若干長くなるかもしれませんが、よろしく申し上げます。この意見書なんです、今、国会で審議されている年金制度改革法案、これを意識しての意見書、同意を求めている事だと思えます。年金制度というのは、皆さんお分かりのとおり給付型、積立型、給付方式、積立方式、二つあって、我が国では給付方式でやってたわけですね、それがスタートしたとき、59歳の方は1年間年金払ったらば、数千万、亡くなるまで年金を受け取られると、アメリカでもこれと同じような、まあ笑話みたいなことがあって、やっぱりこの給付型で年金制度やってきたというところが、今、若い人は、だんだん少子高齢化で少なくなっ、年金増える人たちが、どんどん大きくなっていくと、今、積立方式と合併方式でやろうとしたたって、急にこれは財源も無いし、じゃ受ける人たちは、働いている人たちが従来型の給付型の年金と積立型の年金積み立てられるかといったら、これはもう出来ないと、もし若い人たちは、3割しか年金に加入していないと、保険金も納めてないと、どうこの年金制度を維持していくのかということとは10年前から真剣な議論を国会ですてるわけだしよね、細かい年は私忘れたんで申し訳ないですけど、自民党が野党、当時内閣は民主党のときに、年金のこと

については、もう根本的な話で国の財政も揺るがすような問題だから、とにかくお互い政争の具にはしないという取り決めをして、合意して、税と一体改革スタートさせてる、した経過あるわけしな、今度、こうし処変えて、自民党が内閣いうことで、ようやく今までの年金を決めることを、物価の問題、賃金の水準、それだけで決めてきたものを、ここにも書いてるな、マクロ経済スライドということで、賃金の上がり下がり年金の給付に反映させましようということが、出されてきて、これ今、国会ですごく問題になってきてる訳なんですよ、細かい中身入っていくと1時間やそこらかかってしまうので、中身についてはこのくらいにしておきたいと思えますけれども、目的としては将来予測、今の法案しよ、今の法案は将来予測を考えて所得の代替率、今が62.7%、50.6%を底にして、なんとか年金の給付の水準を下げないようにしましようということは、今回の法律のもっとも骨格部分なわけなんです、そういうことで、過去、政府与党、あるいは野党と政争の具にしないと、年金制度このまま放置していくと、取り返しがつかなくなるという内容でありますので、私は今回この若い人も高齢者も安心できると、非常に言葉はいいんですけども、若い人も我慢してともかく、所得の代替率、ともかく低くなることも我慢しながら年金制度を維持していく、高齢者も自分たちかかってくる給付がだんだん窮屈になってくる。だから若い人も高齢者も我慢しながら、今の年金制度を維持していくという形にもっていかないと、私は後で大きなツケを国民が取られるというふうに認識しておりますので、この意見書を採択することについては、賛成出来ないということでございます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 不採択ということですね。他にご意見ございませんか。はい、佐藤委員。

○副委員長（佐藤文子） いろいろ国会で、この年金法案というなのは、カット法案とも言われて、相当の国民の批判がある中で、事実上、強行採決、衆議院で行われたというふうなことで、相当批判を浴びているのが現状ですけれども、要は今回は今までは物価が上がれば、それに併せて年金も上げるというような、そういうふうになってたものを賃金に併せて、現役世代の賃金、非常に下がった状態の賃金に併せて年金を、一つはそこでまず年金を下げるというふうなこと、下がるというふうなこと。それから年金を抑制する、支給年金を抑制するというふうなこと、やられているそのマクロスライド、これを30年間ずっとまずやっていくというふうなことで、いろいろ国会の論議を聞いております。新聞なんかでも報じられているので、これを見ますと、実際30年後の年

金水準というのは、安倍首相は下がらないだというようなこと言ってますけども、改善するのは0.3%、30年後の年金の改善は0.3%、2,000円程度というふうなことなんかも言われております。いろいろこの年金を引き下げる、そういう動きが強まってきている問題のなぜこんなふうに年金を下げなきゃいけないのかというふうなところで、陳情にある2つ目に書かれてある年金、皆さんから集めた年金を基に投資を資金運用している、それを25%から50%に上げて投資にその資金を使って、相当大損をしているという実態もあったわけです。皆さんから集めた年金をそういうふうに使って、非常に損をして、そういうふうなことやってる管理団体が、こんだ国民にはそのツケを年金削減という方法でやるというのは、ちょっとやっぱり許されないと思うんですね、それで、私はこの切実な年金カット法案と言われる法案ですので、是非この陳情は採択して、政府に意見を出していくべきだというふうに思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 今、大変、佐藤先輩には申し訳ないんですけど、2箇所ほど、ちょっと違うんじゃないのかなということありまして、ちょっとお話ししたいと思います。年金を何に反映させるかという話ですけども、賃金が上がった場合は、今の年金改革法案は、上げますということ言っています。そここのところは、分かっていたきたい。それからただ賃金が下がった場合は、給与水準を下げるということはあると、その組み合わせで、ずっとやっていきますよという中身ですね。例えば、賃金が下がったときに、給付を下げないでいくということは、若い人、どういう立場になるんでしょうか。賃金が下がった上に、徴収される保険料が、そのまま維持されるか、若しくは上がっていくことありなわけですよ、だから、高齢者と若い人世代がここで大きくバランスが崩れると、そういった事も含めてやるということですよ。それから、株式の運用の問題、確かに今、株は一時下がって云々、ありますけれども、7千円代の年金平均の株価、今、1万1千円程度、場合によっちゃ1万2千円程度ということあります。株はどうしても上がったり、下がったりします。下がったときだけ見て、これは運用が問題じゃないのかと、いう見方ではなしに、ある一定期間、10年経ったら、10年スパンで株式の運用の水準が、どうなっているのかと、トータルで考えていただかないと、運用で儲かったときは、もうスッパリ忘れましょう、下がったときだけ、問題じゃないかと、これちょっと独立行政法人であっても、ちょっとお気の毒だなと思いますので、そこら辺を客観的に運用の実態も見ながらですね、年金制度をこのまま放置してはいけないということに立ち返っ

てみて、ご判断をいただきたいというふうに思います。大変申し訳ないですけど、よろしくをお願いします。

○委員長（佐藤清吉） 他に、ご意見ございませんか。はい、佐藤委員。

○副委員長（佐藤文子） 石塚さんも2回発言したから、私も2回します。最初はその物価が上がれば、年金を上げるという、そういうやり方、今までも取ってききましたし、そういうふうに言ってたんです。それをやっぱり今回の法案で変えまして、物価が上がっても賃金が下がれば、下がった賃金に併せてスライドするというふうに、これ認めたんですよ。だからそしてそれに加えて、そのマクロ経済スライドというふうなことで、実施をしていなかった部分を先送り、先送りじゃ、繰り延べをしながら減らしていくというふうなこの二つの仕組みでもって、年金の時給額が減るというふうな法案になっているんです。ですから、ものすごい批判があったんです。そういうふうなことで、私はやっぱりこれは陳情にあるとおり、何とかしてこの年金を下がる一方の法案であるというふうなことは許されないので、ぜひとも陳情は採択してもらいたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、千葉委員。

○委員（千葉健） この分野については、医療に関してもだしけども、佐藤さんはエキスパートで、もの知りだということ十分、分かっております。それで私もテレビで見たときにその運用の再毀損が出たということは、あれっというふうにして十分感じました。それでこの運用、国債に頼ってる、国債を主体にして運用しているときは、そんなに極端に大損することはなかったんだけど、国債の価格のいろんなことあって、なんていうか、なんぼでも国の方では国債では運用益は出ないから、ちょっと外国の方のやつを買って、利幅のリスクはあるんだけど、利幅の高いのを買って、そして年金、消費税も上げられないこともありながら、運用益をなんぼでも高めようとして、外国の方さシフト移したところ、やっぱりリスクの高いやつきでんとぶつかって、運用損を出したという、そういう経緯だったと私思っております。ですからこの運用の仕方は、やっぱり安心して国民が受けられるためには、このどっちが良いとか悪いとは言わないんだけど、この運用のやり方については、やっぱりもう少し考えて行くべきではないかなというのが、私の意見です。それで、これを例えば採択して、ただこの陳情事項の中で、3番の全額国庫負担だなどという、ちょっとこれ、陳情者はこういうこというんだけど、無理なこともちょこっと入っているんだけど、私は、まず概ね採択してもいいんじゃないかというふうには思っております。

○委員長（佐藤清吉） 他にご意見ございませんか。

ご意見がないようですので、これより挙手により、採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） ただ今、陳情第54号、55号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

ただ今、事務局から意見書案を配布させます。

ただ今、配布いたしました意見書案は陳情者から提出された案を事務局で作成したものです。ただ今お配りいたしました意見書案について、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（佐藤清吉） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認めます。そのように決しました。

○委員長(佐藤清吉) これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。長時間わたり大変ご苦勞様でした。

午前 11 時 48 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 佐藤清吉